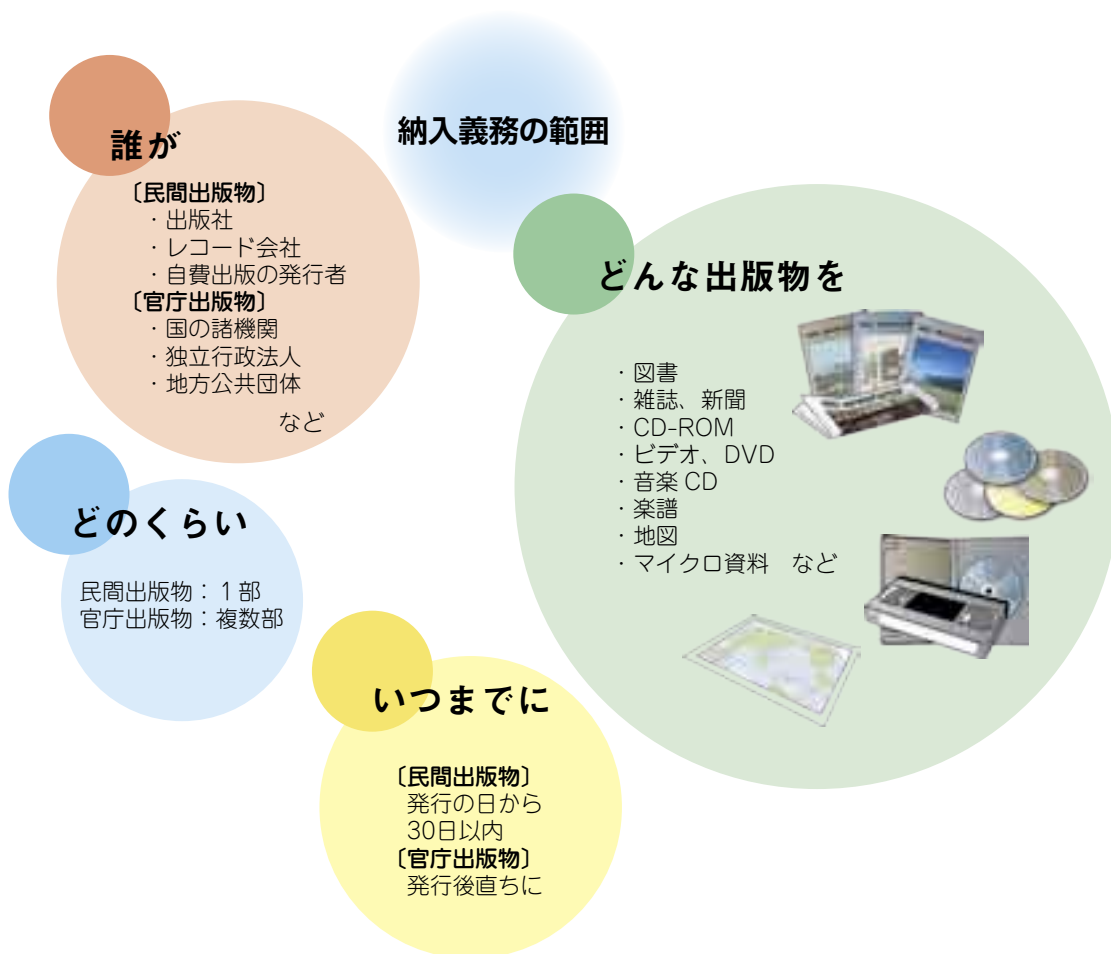


納本のお願い

(国の諸機関・独立行政法人等の出版物)

納本制度とは？

「納本制度」とは、図書等の出版物をその国の責任ある公的機関に納入することを発行者等に義務づける制度のことです。わが国では、国立国会図書館法（昭和23年法律第5号）により、国内で発行されたすべての出版物を、国立国会図書館に納入することが義務づけられています。



納本したら・・・

納本された出版物は、当館ホームページ上の「全国書誌」やNDL-OPAC（国立国会図書館蔵書検索・申込システム）にその書誌データが掲載されます。誰が・いつ・どんな資料を作成したかを誰でも手軽に知ることができるようになります。

また、納本された出版物は、広く利用されるとともに、国民共有の文化的資産として永く保存され、日本国民の知的活動の記録として後世に継承されます。

納本制度の趣旨をご理解いただき、関係者のみなさまのご協力をお願いいたします

(平成22年度から、国・地方公共団体等の提供するインターネット資料の収集を始めました。)

Q&A——国の諸機関・独立行政法人

Q 誰が納めるのですか？

A ①国の諸機関、②独立行政法人等の国の諸機関に準ずる法人、③特殊法人や認可法人のうち国の諸機関に準ずるものとして国立国会図書館法の別表第1に掲げるもの*に納入義務があります。

*平成23年10月現在、③に該当する法人は次のとおりです。

沖縄振興開発金融公庫、株式会社日本政策金融公庫、日本銀行、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団、日本中央競馬会、日本年金機構、農水産業協同組合貯金保険機構、預金保険機構

Q どんなものを納めなければならないのですか？

A 頒布の目的で相当程度の部数が作成された資料（図書、雑誌、新聞、CD-ROMなど）は、機密扱いのもの（広く公開することに支障のあるもの）及び簡易なもの（書式、ひな型、1枚もののチラシ、カレンダー等）を除き、すべて納本の対象になります。審議会・調査会等の答申・審議資料、民間調査研究機関に委託して作成した調査報告書、執務参考資料などのいわゆる「内部資料」も対象となります。また、国の諸機関等が自ら発行した出版物と並んで、国等以外の者（私人）が、国の諸機関等のために発行した出版物*も、納本の対象となります。

*国の諸機関等のために発行された出版物とは、機関・法人自らが有する情報を公表するために、実質的に費用を負担して発行された出版物をいうものと解されています。

Q 何部納めればよいですか？

A 納本の部数は、機関や法人の区分や資料の性質に応じて右ページの表のとおり規定されています。

Q 何のために納本しなければならないのですか？

A 政府活動に関する国政審議に役立てるために、また、政府出版物を外国政府に送付し、相手国の政府出版物等との交換（国際交換）に用いるために、当館に複数部数を納入することが義務づけられています。これにより、わが国の事情を知るための貴重な情報源として、諸外国の中心的な図書館や研究機関で利用され、国際社会における日本の理解を深めるために非常に重要な役割を果たしています。

Q いつまでに納めなければならないのですか？

A 発行後「直ちに」納めなければならないと定められています。

Q どうやって納めればよいですか？

A 各府省庁及び最高裁判所には、国立国会図書館の支部図書館及びその分館があります。それらの支部図書館、分館が窓口となって資料の収集を行っています。各支部図書館に集められた資料は、当館の担当係が毎週自動車で各館を巡回し、受け取っています。その他の法人の出版物については、当館に郵送又は御持参ください。

Q あて先はどこですか？

A 〒100-8924 東京都千代田区永田町1-10-1 国立国会図書館 収集書誌部 国内資料課 収集第二係

国の諸機関、独立行政法人等の出版物の納入部数

機関・法人	納入部数（*）
国の諸機関	5～30
独立行政法人	5
国立大学法人及び大学共同利用機関法人	5
特殊法人及び認可法人	5

*各納入部数が当該出版物の発行部数の1割を超えるときは、発行部数の1割を上限とする。

国の諸機関の出版物納入部数（詳細版）

国の諸機関		下表1に掲げる出版物	下表2に掲げる出版物	その他一般資料
立法	国会及び国会に置かれる機関	30	5	15
	内閣、内閣に置かれる機関（施設等機関、特別の機関及び地方支分部局を除く。）及び警察庁（附属機関及び地方機関を除く。）	20	5	10
行政	国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する行政機関（以下「行政機関」という。）（施設等機関、特別の機関及び地方支分部局を除く。）及び最高検察庁	20	5	10
	内閣に置かれる機関及び行政機関の施設等機関並びに警察庁の附属機関	5	5	5
	内閣に置かれる機関及び行政機関の特別の機関（警察庁及び検察庁を除く。）	5	5	5
	内閣に置かれる機関及び行政機関の地方支分部局、警察庁の地方機関並びに最高検察庁以外の検察庁	5	5	5
	人事院	20	5	10
	会計検査院	20	5	10
司法	最高裁判所	20	5	10
	最高裁判所以外の裁判所その他の司法機関	5	5	5

(表1)

1	年鑑、要覧及び職員録
2	業務報告（刊行頻度が年1回以下のもの）
3	予算書及び決算書
4	統計書（刊行頻度が年1回以下のもの）
5	官報（国会の会議録を含む。）並びに法令集、規則集及び判例集
6	法律解説書

(表2)

1	小冊子（5頁以上48頁以下の非定期刊行出版物。ただし、表1に掲げる出版物に該当するものを除く。）
2	音楽・映像資料
3	地図・海図
4	外国刊行資料の和訳又は外国事情の紹介に止まるもの
5	追録類で維持、保管等の取扱いに困難の多いもの
6	日刊又は週刊の資料
7	委託による調査研究報告書類

第10章 国、地方公共団体、独立行政法人等による出版物の納入

第24条 国の諸機関により又は国の諸機関のため、次の各号のいずれかに該当する出版物（機密扱いのもの及び書式、ひな形その他簡易なものを除く。以下同じ。）が発行されたときは、当該機関は、公用又は外国政府出版物との交換その他の国際的交換の用に供するために、館長の定めるところにより、三十部以下の部数を直ちに国立国会図書館に納入しなければならない。

- 一 図書
- 二 小冊子
- 三 逐次刊行物
- 四 楽譜
- 五 地図
- 六 映画フィルム
- 七 前各号に掲げるもののほか、印刷その他の方法により複製した文書又は図画
- 八 蓄音機用レコード
- 九 電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法により文字、映像、音又はプログラムを記録した物

② 次に掲げる法人により又はこれらの法人のため、前項に規定する出版物が発行されたときは、当該法人は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、五部以下の部数を直ちに国立国会図書館に納入しなければならない。

- 一 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人
- 二 国立大学法人法（平成十五年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人又は同条第三項に規定する大学共同利用機関法人
- 三 特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。以下同じ。）のうち、別表第一に掲げるもの

③ 前二項の規定は、前二項に規定する出版物の再版についてもこれを適用する。ただし、その再版の内容が初版又は前版の内容に比し増減又は変更がなく、かつ、その初版又は前版がこの法律の規定により前に納入されている場合においては、この限りでない。

第24条の2 地方公共団体の諸機関により又は地方公共団体の諸機関のため、前条第一項に規定する出版物が発行されたときは、当該機関は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、都道府県又は市（特別区を含む。以下同じ。）（これらに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。）の機関にあつては五部以下の部数を、町村（これに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。）の機関にあつては三部以下の部数を、直ちに国立国会図書館に納入するものとする。

② 次に掲げる法人により又はこれらの法人のため、前条第一項に規定する出版物が発行されたときは、当該法人は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、都道府県又は市が設立した法人その他の都道府県又は市の諸機関に準ずる法人にあつては四部以下の部数を、町村が設立した法人その他の町村の諸機関に準ずる法人にあつては二部以下の部数を、直ちに国立国会図書館に納入するものとする。

- 一 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項に規定する港務局
- 二 地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）第一条に規定する地方住宅供給公社
- 三 地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第一条に規定する地方道路公社
- 四 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第十条第一項に規定する土地開発公社
- 五 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人
- 六 特殊法人等のうち、別表第二に掲げるもの

③ 前条第三項の規定は、前二項の場合に準用する。

第11章 その他の者による出版物の納入

第25条 前二条に規定する者以外の者は、第二十四条第一項に規定する出版物を発行したときは、前二条の規定に該当する場合を除いて、文化財の蓄積及

びその利用に資するため、発行の日から三十日以内に、最良版の完全なものを国立国会図書館に納入しなければならない。但し、発行者がその出版物を国立国会図書館に寄贈若しくは遺贈したとき、又は館長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

② 第二十四条第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第三項中「納入」とあるのは「納入又は寄贈若しくは遺贈」と読み替えるものとする。

③ 第一項の規定により出版物を納入した者に対しては、館長は、その定めるところにより、当該出版物の出版及び納入に通常要すべき費用に相当する金額を、その代償金として交付する。

第25条の2 発行者が正当の理由がなく前条第一項の規定による出版物の納入をしなかつたときは、その出版物の小売価額（小売価額のないときはこれに相当する金額）の五倍に相当する金額以下の過料に処する。

② 発行者が法人であるときは、前項の過料は、その代表者に対し科する。

別表第一（第24条関係） 略

別表第二（第24条の2関係） 略

国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程（昭和24年国立国会図書館規程第3号）

（国の諸機関の納入部数）

第1条 国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号。以下「法」という。）第二十四条第一項の規定により国の諸機関が納入すべき出版物の部数は、特別の事由のない限り、館長の定める区分に応じ、五部以上三十部以下の範囲内で館長の定める部数とする。

（国の諸機関に準ずる法人の納入部数）

第2条 法第二十四条第二項各号に掲げる法人が納入すべき出版物の部数は、特別の事由のない限り、五部とする。

（地方公共団体の諸機関の納入部数）

第3条 法第二十四条の二第一項の規定により地方公共団体の諸機関が納入するものとされる出版物の部数は、特別の事由のない限り、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める部数とする。

- 一 都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下「指定都市」という。）を含む。以下同じ。）（これに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。）の諸機関 五部

- 二 市（指定都市を除き、特別区を含む。以下同じ。）（これに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。）の諸機関 三部

- 三 町村（これに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。）の諸機関 二部

（地方公共団体の諸機関に準ずる法人の納入部数）

第4条 法第二十四条の二第二項各号に掲げる法人が納入するものとされる出版物の部数は、特別の事由のない限り、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める部数とする。

- 一 都道府県又は都道府県及び市町村が設立した法人 四部
- 二 地方競馬全国協会、地方公営企業等金融公庫及び日本下水道事業団 四部
- 三 市又は市及び町村が設立した法人 二部
- 四 町村が設立した法人 二部

（納入部数の上限）

第5条 前各条に規定する納入部数が当該出版物の発行部数の一割を超える場合の当該納入部数は、当該発行部数の一割とする。

（代償金額の決定手続）

第6条 法第二十五条第三項に規定する代償金につき、館長は、納本制度審議会に諮問し、その額を決定する。

（納入の免除）

第7条 法第二十四条第一項第六号に該当する出版物については、当分の間、その納入を免ずる。ただし、特別の事由のあるときは、この限りでない。

（委任）

第8条 この規程に定めるもののほか、出版物の納入に関し必要な事項は、館長が定める。

附 則 略

納本のあて先・お問い合わせ

〒100-8924 東京都千代田区永田町1-10-1

国立国会図書館 収集書誌部 国内資料課 収集第二係

電話 03(3581)2331 (内線24620)

FAX 03(3504)1569

メールアドレス s-kantyo@ndl.go.jp

※ お問い合わせ受付時間 月～金 9:00～17:45（祝日、年末年始を除く。）

※ ホームページ - 「納本制度」 <http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/deposit.html>